

平成22年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

私は、平成21年9月16日に発足した鳩山内閣に引き続き、本年6月8日に発足した菅内閣においても海洋政策担当大臣を拝命しましたが、海洋政策は私にとってライフワークともいえる政治課題です。

我が国の国土面積は世界第61位の約38万km²にすぎませんが、領海と排他的経済水域を合わせた管轄海域は約447万km²と世界第6位であり、この広大な海洋を巡る主権の確保、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋生物資源の持続的活用、航行路の安全対策等に取り組んでいきたいと考えています。

また、我が国の海洋政策を進めていく上で、国民の皆様のご理解をいただくことが極めて重要と考えていますが、そのために、我が国の海洋の状況及び海洋に関して講じた施策について取りまとめたものが本書です。

海洋国家である我が国において、海は国民の皆様にとって本来身近な存在であり、最近、海に関連して、新聞等で「排他的経済水域」や「大陸棚」という言葉もよく目にするようになりましたが、国際社会での海洋の位置づけ、沿岸国の権利等についてまだ十分には周知されていないように思います。

こうした中で、平成22年5月26日、第174回国会（常会）において、我が国の排他的経済水域等の保全及び利用の促進に関する取組みの一層の促進を図るための「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が成立しました。このため、本書では、特集として、本法の内容も含め、我が国の海洋政策の基礎となる排他的経済水域や大陸棚の位置づけ等について、できるだけ分かり易く取りまとめました。

また、平成21年度以降の海洋に関する主な話題をトピックスとして取りまとめるとともに、政府が講じた主な海洋施策について報告しています。

本書が、一人でも多くの国民の皆様の目に触れ、我が国の海洋政策についてのご理解が深まることを切に望みます。

海洋政策担当大臣 前原 誠司

目次

第1部 海洋の状況	1
1 トピックス ―海洋のこの1年―	1
2 特集 我が国の排他的経済水域等を取り巻く状況	12
第2部 海洋に関して講じた施策	36
1 海洋資源の開発及び利用の推進	36
2 海洋環境の保全等	38
3 排他的経済水域等の開発等の推進	40
4 海上輸送の確保	41
5 海洋の安全の確保	43
6 海洋調査の推進	45
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	46
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	47
9 沿岸域の総合的管理	48
10 離島の保全等	49
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	50
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	53
参考図表等	55

第1部 海洋の状況

1 トピックス ―海洋のこの1年―

平成21年度、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

- (1) 我が国初、海洋の総合情報検索サービス「海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）」の一般運用開始
- (2) ワシントン条約締約国会議において大西洋クロマグロの規制措置を議論
- (3) チリ中部沿岸で大地震発生、17年ぶりに津波警報（大津波）を発表
- (4) 南硫黄島沖、福徳岡ノ場において海底火山が噴火
- (5) 地震・津波観測監視システム（DONET）の海底ケーブル敷設作業開始
- (6) 地球深部探査船「ちきゅう」による南海トラフ地震発生帯掘削計画 ステージ2の終了
- (7) 漂流・漂着ゴミ対策の推進
- (8) 海洋への子どもの関心を高めるための取組

(1) 我が国初、海洋の総合情報検索サービス「海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）」の一般運用開始

海洋基本計画に基づく主要施策の一つである、「海洋情報の一元的管理・提供の体制の整備」の一環として準備を進めてきた「海洋情報クリアリングハウス」が、平成22年3月19日に一般向けに運用開始されました。海洋情報クリアリングハウスは、政府関係機関、地方公共団体、大学等の様々な国内機関で管理・提供されている海洋情報について、その所在情報（どこにどのような情報やデータがあり、どうすれば入手できるのか）をインターネット上で一元的に検索できるものです。

対象とする情報の分野は、水温、潮汐、海底地形、海洋生物、海洋化学などの自然情報から、海岸保全区域、漁業権、自然保護区域、防災情報、法令等の社会情報まで広範にわたり、また、オンライン提供のものだけでなく、オフラインで提供されている情報も取り扱っています。

海洋に関する諸情報は、国内の様々な機関に分散して保有されているため、欲しい情報を入手するのに多くの時間と労力を要することが問題となっていました。このクリアリングハウスによって、一般の方々、民間企業、研究機関、行政機関等による海洋情報を入手する際の時間と労力が低減されることにより、海洋情報の利活用が促進され、海洋産業の発展、科学的知見の充実につながることを期待されています。

海洋情報クリアリングハウス <http://www.mich.go.jp/>



図：海洋情報クリアリングハウス（マリンページ）のイメージ図

(2) ワシントン条約締約国会議において大西洋クロマグロの規制措置を議論

平成 22 年 3 月 13 日から 25 日にかけて、カタール国ドーハで「絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約（略称「ワシントン条約」または「CITES）」の第 15 回締約国会議が開催されました。

本会議では、モナコ公国より、大西洋クロマグロを附属書 I に掲載する提案（モナコ提案）がなされましたが、条約の附属書 I に掲載されると、商業目的での国際取引（貿易）と公海での漁獲物の水揚げが禁止されるため、多くの大西洋クロマグロを輸入している我が国にとって影響が大きく、本件はマスコミ等にも広く取り上げられました。

我が国は、大西洋クロマグロについては、専門的知見を有する国際的漁業管理機関である「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）」において漁獲の制限措置等の包括的な漁業管理を行うべきであり、ワシントン条約での規制の対象とすべきでないとの立場で臨みましたが、多くの国もこれに賛同し、モナコ提案は否決され、大西洋クロマグロの国際取引等の禁止は回避されました。

今後、ICCAT において適正な管理措置が実施され、大西洋クロマグロの資源が回復するよう、我が国の主導的役割が期待されています。



写真：CITES 第 15 回締約国会議の様子

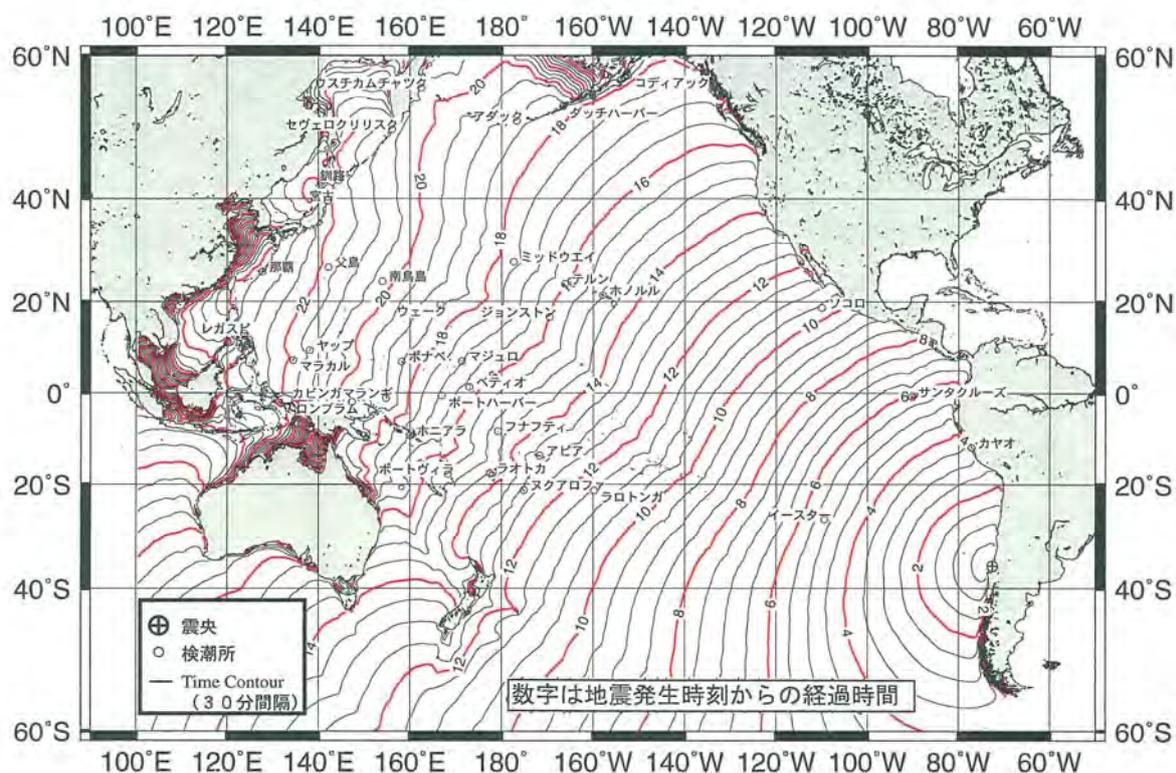
(3) チリ中部沿岸で大地震発生、17年ぶりに津波警報（大津波）を発表

平成22年2月27日、チリ中部沿岸でM8.8の巨大地震が発生しました。この地震に伴って津波が発生し、1日近くかかって日本まで到達しました。気象庁は太平洋に展開された米国の海底津波計のデータ等を活用し、津波が日本に到達する約3時間前に津波警報を発表しました。特に、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県では津波警報（大津波）が発表されました。津波警報（大津波）の発表は平成5年7月に北海道の奥尻島などが被災した「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」以来、およそ17年ぶりとなります。

地震発生に伴い、鳩山総理大臣の指示の下、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する等の措置がとられ、津波の状況について情報収集を行い、住民の避難と、被害を最小限にするための情報提供を行いました。また、沿岸部では自治体等による避難等の注意喚起を行うなどの対策が講じられました。

日本での津波観測は、まず28日午後0時43分に南鳥島で第一波が観測され、その後太平洋沿岸の各地で、最大1.2mの津波が観測されました。津波は長い時間観測され続けたこともあり、全ての地域で津波注意報が解除されたのは、翌3月1日の午前10時15分のことでした。また、事後調査により、地域によっては最大で2m程度の津波があったと推定されています。

津波の到達予想図（伝播図）



GJM 2010 Feb 27 16:10:56

図：チリ地震津波の到達予想図（平成22年2月27日、気象庁発表資料）

この津波により、カキ、ワカメ等の養殖施設等に大きな被害がありました。水産にかかる被害は宮城県ほか7県で確認され、被害総額は約64億円（平成22年4月15日現在、農林水産省調べ）となりました。これら広範囲にわたる被害状況を受け、政府はこの津波による被害を激甚災害として指定し、「水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助」を行うこととなりました。水産動植物の養殖施設に対する激甚災害指定は6年ぶりのこととなります。

今回の津波で人的被害が無かったことは幸いなことでしたが、三陸沿岸に3mの津波を予想して津波警報（大津波）を発表したのに実際の津波はそれを下回ったこと、津波の第1波が小さいことで安心して避難先から海岸近くの自宅に帰る住民もいたことなど、いくつかの課題が浮かび上がりました。今後も津波予測精度向上を目指して技術的改善を進めるとともに、津波の恐ろしさや特徴について一般の皆様へ広く周知する活動も必要です。



写真：被害を受けた養殖施設（宮古港）（写真提供：宮古市）

(4) 南硫黄島沖、福德岡ノ場において海底火山が噴火

平成 22 年 2 月 3 日、横浜海上保安部所属巡視船「やしま」は、東京都小笠原村の南硫黄島から北北東約 5km の福德岡ノ場で海上から立ち上る煙を確認しました。その後の航空機観測では、海面が黄褐色等に変色する等、海底火山活動を示唆する現象が確認されました。海上保安庁は航行船舶の安全のため航行警報により呼びかけるとともに、航空機による監視観測及び測量船による調査を実施しました。

福德岡ノ場は海底火山活動が活発な場所として知られており、これまで 3 回新島を形成しましたが、その度に、崩壊し海没しているものです。最近の調査では平成 20 年 12 月に黄褐色の変色水を確認していますが、煙が確認されたのは平成 17 年以来、約 5 年ぶりのものです。

福德岡ノ場では今後も海底噴火が発生することが予想されており、周辺海域では警戒が必要です。気象庁は平成 19 年 12 月 1 日に噴火警報(周辺海域警戒)を発表しており、平成 22 年 4 月現在も継続しています。



右図：伊豆・小笠原諸島の活火山分布と福德岡ノ場の位置（気象庁、火山活動解説資料（H22.2）より）



写真：黒煙の立ち上る様子（海上保安庁、やしま搭載ヘリコプター撮影）